

「宇城市」「菊池市」「玉名市」及び「西原村」が実施している

「こども医療費助成事業」に係る助成内容の変更について(お知らせ)

1 【宇城市】

(1) 医療費助成事業の対象年齢の拡充 ※改正前後比較表参照

対象年齢	自己負担額	
	改正前	改正後 (令和5年4月診療分から)
満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から、満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	外来：1医療機関・薬局ごと1,000円/月 入院：1医療機関・薬局ごと2,000円/月	外来：1医療機関・薬局ごと1,000円/月 入院：1医療機関・薬局ごと2,000円/月
満15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から、 <u>満18歳</u> に達した日以後の最初の3月31日までの者	<u>助成対象外</u>	

2 【菊池市】【玉名市】【西原村】

(1) 医療費助成事業の対象年齢の拡充 ※改正前後比較表参照

対象年齢	自己負担額	
	改正前	改正後 (令和5年4月診療分から)
満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし (全額助成)	<u>自己負担なし (全額助成)</u>
満15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から、 <u>満18歳</u> に達した日以後の最初の3月31日までの者	<u>助成対象外</u>	

3 助成事業の変更時期

令和5年4月診療分から

4 その他

- (1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容（対象年齢、自己負担等）が異なりますので、窓口において受給者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
- (2) 医療費助成事業の助成内容の変更に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう、必要に応じて変更等をお願いいたします。